

令和7年度地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金
(物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業) 交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を緩和するとともに、2050年カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素型ライフスタイルへの早期転換と、発災時のレジリエンス向上を図るため、県内中小企業等が実施するV2H・V2Lの導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 経産省補助金

経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する車両・充電インフラ等の導入に関する補助金をいう。

(2) EV

電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる、内燃機関を有さない四輪以上の自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている普通自動車をいう。

(3) 軽EV

EVと同等の車両かつ自動車の種別が軽自動車のものをいう。

(4) PHV

電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車をいう。

(5) FCV

電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。

(6) ZEV

走行時に温室効果ガスを出さないEV、軽EV、PHV、FCVをいう。

(7) V2H

ZEVから電力を取り出し、また、ZEVに充電する装置で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。

(8) V2L

ZEVから電力を取り出し、ZEVの外部へ給電する機能を有する機器で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。（V2Hを除く。）

(9) 中小企業等

県内に事業所を有する法人、又は県内に住所を有する個人事業主であって、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

エ 医療法（昭和23年法律第45号）第39条に規定する医療法人

オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

カ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク その他知事が適当であると認める者

(10) リース事業者

- リース契約に基づき、V 2 H・V 2 Lの貸付を行う者をいう。
- (11) リース使用者
リース契約に基づき、V 2 H・V 2 Lの貸付を受ける者をいう。

(補助要件)

第3条 第1条に規定する補助要件は、次の表に定めるとおりとする。

補助要件	備考
次の各号のいずれの要件も満たすもの 【共通】 (1) 経産省補助金で交付対象となる銘柄であること。 (2) 契約書その他の契約を証する書類の締結日等が令和8年2月13日以降であること。 (3) すでにZ E Vを所有していること（リース契約の場合はリース使用者がZ E Vを所有していること）。 (4) 災害時等にZ E Vを活用した給電活動を行う「徳島県電力供給サポーター登録制度」へ登録し、避難所等への電力供給に協力すること（リース契約の場合はリース使用者が登録すること）。 (5) 新品に限る。 (6) 徳島県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から購入等を行うこと。 【V 2 Hに限る】 (1) V 2 Hの設置場所が、所有しているZ E Vの自動車検査証における使用の本拠の地域と同じであること。 (2) 工事等着手前であること。 【V 2 Lに限る】 (1) V 2 Lの保管場所が、徳島県内にあること。 (2) 発注前であること。	

2 事業は、令和9年1月31日までに完了する事業に限る。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第1条に規定する補助対象経費及び補助額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助額又は補助率
機器の購入に係る費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）	【V 2 H】 15万円 【V 2 L】 補助対象経費の1／3 （上限10万円）

(補助金を申請することができる者)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

- (2) 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
- (3) 県税、その他の税について未納がないこと。
- (4) ZEVを所有していること。ただし、ZEVの自動車検査証に使用の本拠の位置として徳島県内の地域が記載されていること。
- (5) 経産省補助金の交付決定を受けていること。
- (6) 徳島県内に事務所若しくは事業所を有する中小企業等（国、地方公共団体を除く。）であること。ただし、V2H・V2Lが自社製品又は100%同一の資本に属するグループ企業からの調達となる者（リース契約の場合はリース使用者）は補助申請者とししない。（ただし、補助申請者がリース事業者で、かつ、使用者が前述の者に該当しない場合を除く。）
- (7) 補助申請者がリース事業者の場合は、当該リース事業者が第1号から第3号まで及び第5号の要件を全て満たし、かつ県内に事務所若しくは事業所を有する中小企業等とする。なお、リース事業者は、貸与料に補助金相当額分の値下がりを反映させること。

（補助金交付申請書等）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類、次に定めるとおりとする。

申請主体	知事の定める書類
共通	【V2H・V2L共通】 (1) 経産省補助金に係る交付決定通知書（以下、「国通知書」という。）の写し (2) 申請者宛ての見積書（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）、購入費の支払条件が明記されていること。） (3) ZEVの自動車検査証の写し（リース契約の場合は、リース使用者の所有するZEVに係るものとする。） (4) 申請日から起算して3か月以内に発行された登記事項証明書の写し (5) 申請日から起算して3か月以内に発行された納税証明書（都道府県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの。） (6) 「徳島県電力供給サポーター登録制度」への登録申込書類一式（リース契約の場合はリース使用者が申し込むこと。） (7) その他知事が必要と認める書類 【V2Hの場合は以下を併せて提出すること。】 (1) 契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類） (2) 補助対象設備を設置する場所を示す位置図
リース事業者以外の場合	(1) 誓約書（様式1-1） (2) 事業実施計画書（（V2H・V2L））（様式2-1）
リース事業者の場合	(1) リース事業者誓約書（V2H・V2L）（様式3-1） (2) リース使用者誓約書（様式3-2） (3) リース事業者事業実施計画書（V2H・V2L）（様式3-3） (4) リース料金の算定根拠明細書（V2H・V2L）（様式3-4）

3 規則第3条の知事が定める期日は、当該設備に係る国通知書を申請者が受領した日から起算して60日を経過した日又は令和8年12月27日までのいずれか早い日までとする。ただし、令和8年4月1日以前に国通知書を受領した申請者は令和8年7月31日までとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

2 提出された補助金交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、受付順により補助事業者を決定する。

(補助金交付指令前の着手)

第8条 事業の着手は、補助金交付決定（以下「指令」という。）後に行うものであるが、真にやむを得ない事由により指令の前に着手する必要がある場合には、その理由等を具体的に明記した指令前着手届（様式第2号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第10条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、特に指示する事業については、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第12条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事が定める書類、次の表に定めるとおりとする。

補助対象設備	補助額
V2H・V2L共通	(1) 経産省補助金に係る補助金の額の確定通知書の写し (2) 補助対象設備の保証書の写し、出荷証明書の写しその他の新品であることがわかる書類 (3) その他知事が必要と認める書類
V2H	(1) 補助対象設備に係る領収書及び領収書内訳書の写し (2) 工事が適正に行われたことが確認できる写真
V2L	(1) 補助対象設備に係る領収書の写し (2) 納品されていることがわかる書類

3 規則第11条の知事が定める期日は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月31日のいずれか早い期日とする。

(補助金の請求)

第13条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第6号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(書類の保管)

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数を勘案し、次のとおりとする。

対象となる取得財産等	処分制限期間
V2H	設置完了日から起算して5年
V2L	納品日から起算して3年

3 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものをいう。

4 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

5 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(個人情報保護)

第16条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例（平成14年条例第43号）に基づいて取り扱うものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。